

事 務 連 絡
令和2年2月17日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する
新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について

行政機関等における障害者等への配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、福祉分野のみならず様々な分野において合理的配慮の対応をいただいているところです。

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、新型コロナウイルス担当部局や視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図り、以下の点について特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供 等
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外にFAX 番号又はメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等（特に各都道府県市のホームページに掲載している「帰国者・接触者相談センター」のFAX 番号の掲示等）

【問合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 塩野、長井
電話：03-3595-2097
FAX：03-3503-1237